

高等教育の修学支援新制度
多子世帯要件に係る「新たに出生した子等」の取扱いについて

「高等教育の修学支援新制度」の多子世帯(注1)に該当するかの判定における「子ども」の数は、日本学生支援機構において「マイナンバー」を通じて直近の税法上の扶養状況の情報をもとに判定されますが、二次採用(2026年10月以降)の判定においては、基準日(2025年12月31日)より後に生まれた子等(以下、新たに生まれた子等)がいるとき、同税情報に反映されないものの、別途申告することにより、多子世帯支援(注1)における生計維持者の「子ども」のカウントに加えることができる場合があります(注2)。

つきましては、以下をよくご確認ください。該当者は所属校舎の学生支援課へ必要書類を提出してください。

(注1)住民税情報において、生計維持者の扶養親族数が3人以上かつ支援を受けようとする学生等本人が被扶養

(注2)「子ども」が2人以下だった者に、「子ども」のカウントが加わることによって3人以上となれば、多子世帯に該当するとされうることとなります。

1. 対象となる出生等の期間

2026年1月1日～2026年8月31日

2. 「新たに生まれた子等」の該当者及び証明書類

ケース		証明書類（コピー可）
☐	(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐	(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐	(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐	(エ)生計維持者と生計を一にしていると認められる者 ※【対象期間】に生計維持者との死別・離婚等の事由が発生したことにより該当する方に限ります。 以下のいずれかを選択し、□に✓を記入してください。 「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ その他（ ） ※その他の事由（暴力等から避難、生計維持者が行方不明・意識不明等）がある場合には、学校の指示に従ってください。	以下の①～③全ての書類について、提出が必要です。 ①世帯全員の住民票写し（直近3か月以内に発行された、個人番号部分を非表示としたもの） ②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類（離婚の場合は戸籍謄本写し、死別の場合は住民票除票写し又は戸籍謄本写しを添付） ③児童手当額改訂通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類 （児童手当を受給していない場合は、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員分のマイナポータルの健康保険証情報の画面又は資格確認書（有効期限内に限る）のコピーを添付）

3. 必要書類

- (1) 『新たに生まれた子等』の数の申告書（添付様式）
- (2) 対象となることを示す公的証明書類の写し等 ※「2. 「新たに生まれた子等」の該当者及び証明書類」参照

(学生→学校→機構)

記入日： 20 年 月 日

「新たに生まれた子等」の数の申告書

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

奨学生番号（奨学生に採用されている方）	520
受付番号（奨学金を申し込む方）	— —
登録番号（予約採用の採用候補者）	— —
氏 名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「新たに生まれた子等」の数	人

「新たに生まれた子等」とは

「新たに生まれた子等」とは、以下の(ア)～(エ)のいずれかのケースに当てはまり、事由の発生日が対象期間に当てはまる人のことです。該当するケースにチェックの上、ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
☐ (ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐ (イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐ (ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
☐ (エ)生計維持者と生計を一にしていると認められる者 ※【対象期間】に生計維持者との死別・離婚等の事由が発生したことにより該当する方に限ります。 以下のいずれかを選択し、□に✓を記入してください。 「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ その他（ ） ※その他の事由（暴力等から避難、生計維持者が行方不明・意識不明等）がある場合には、学校の指示に従ってください。	以下の①～③全ての書類について、提出が必要です。 ①世帯全員の住民票写し（直近3か月以内に発行された、個人番号部分を非表示としたもの） ②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類（離婚の場合は戸籍謄本写し、死別の場合は住民票除票写し又は戸籍謄本写しを添付） ③児童手当額改訂通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類 （児童手当を受給していない場合は、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員分のマイナポータルの健康保険証情報の画面又は資格確認書（有効期限内に限る）のコピーを添付）

事由発生日について

上記で選択したケースについて、その事由の発生日（例：出生日、死亡日、離婚日等）を記載してください。

※本申告書に記載された事由発生日について、添付された証明書類で確認できる日付と異なる場合、証明書類の日付を正しい事由発生日として取り扱います。

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認し、いずれか一つの該当箇所にチェックをつけてください。

※複数の手続きで対象者に該当する場合、各手続きにおいてその都度申告が必要です。（例：事由発生日2026年2月1日の場合、在学採用（一次）申込時と適格認定（家計）時に、それぞれ採用係と異動・補導係に書類を提出する。）

手続き	対象期間	提出先
予約採用の採用候補者	進学届提出：2026年4月～6月 2025/1/1～2026/3/31	☐ 採用係
在学採用（一次・二次）の申込者	一次採用申込：2026年4月～6月 二次採用申込：2026年9月～11月 2025/1/1～2026/3/31 2026/1/1～2026/8/31	☐ ☐
2026年度適格認定（家計）	2026年10月判定 2026/1/1～2026/8/31	☐ 異動・補導係
緊急採用・応急採用の申込者	申込：2026年4月～9月 申込：2026年10月～2027年3月 2025/1/1～2026/3/31 2026/1/1～2026/8/31	☐ ☐
家計急変採用の申込者	申込：2026年4月～9月 申込：2026年10月～2027年3月 2025/1/1～2026/3/31 2026/1/1～2026/8/31	☐ ☐
定期採用等から家計急変採用への変更申込者	書類学校受付：2026年4月～9月 書類学校受付：2026年10月～2027年3月 2025/1/1～2026/3/31 2026/1/1～2026/8/31	☐ ☐
家計急変採用者の支援区分見直し	適用期間の始期：2026年4月～9月 適用期間の始期：2026年10月～2027年3月 2025/1/1～2026/3/31 2026/1/1～2026/8/31	☐ ☐

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において

学校 記入欄	電話番号	— —	
	担当者名		
	学校番号	区分	